福岡県ソフトテニス連盟 普及委員会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本委員会は,福岡県ソフトテニス連盟規約第21条第3項に定める普及委員会(以下「委員会」という)とし,福岡県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という)内に設置する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は,次に掲げるところに置く。

〒811-0202 福岡市東区和白3丁目6-18-508

今林 恭佑

080-5260-1589

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本委員会は,福岡県におけるソフトテニス競技の普及振興を図り,事業を 通じて,福岡県のソフトテニスの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は,第3条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 普及事業
- (2) 大会振興補助事業
- (3) メッカ事業
- (4) その他普及委員会が必要と認めた事業
- (5) 理事長からの指示によるもの

第3章 組織及び委員の選任

(委員)

第5条 本委員会は,次の委員を置くことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会計 2名以内
- (4) 委員 若干名

(委員選任)

第6条 本委員会の選任は次のとおりとする。

(1) 委員長 理事長の推薦に基づいて総会の決議により会長が委嘱する

- (2) 副委員長 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (3) 会計 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (4) 委員 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する

第4章 委員の任務・任期

(委員の任務)

第7条 本委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長 本委員会を代表し、会長の命を受けて職務を執行する
- (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、職務を代理する
- (3) 会計 本委員会の予算に基づき、会計事務を職務する
- (4) 委員 委員会を組織し,職務を執行する

(委員の任期)

第8条 本委員会の委員の任期は,本連盟規約第16条に準ずる。

第5章 委員会

(委員会)

- 第9条 本委員会の運営は,次のとおりとする。
 - (1) 委員会は,委員長が必要に応じて招集する
 - (2) 委員会は,委員の過半数の出席で成立する
 - (3) 委員会の議長は,委員長もしくは,委員長の指名する者が行う
 - (4) 議事は,出席者の過半数の賛成をもって決定し,過半同数の場合は議長が決する
 - (5) 委員会は,委員長が必要と認めた場合,理事長及び有識者の出席を認める
 - (6) 急を要する議事については、委員長及び副委員長の会議で決することができる
 - (7) 委員会決議事項は,常任理事会で承認されたのち施行する

第6章 会計

(資産の管理)

第10条 資産の管理及び会計は、福岡県ソフトテニス連盟規約第23条2項に準ずる。

(経費の支弁)

第11条 本委員会の事業遂行に必要な経費は,本委員会の資産をもって支弁する。 (事業計画及び収支予算)

第12条 本委員会の事業計画及び収支予算は,毎会計年度開始前に委員会で作成する。

(会計年度)

第13条 本委員会の会計年度は,1月1日から12月31日までとする。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第14条 本委員会の規約の変更は,委員会の3分の2以上の賛成をもって決議し, 常任理事会の承認を要す。

附則

(施行期日) 平成29年 2月 5日